

第53回 淡路駅周辺地区土地区画整理審議会 会議要旨

- 1 日 時 平成22年7月2日（金） 午後2時～3時30分
- 2 場 所 大阪市東淀川区東淡路4丁目16番3号
淡路土地区画整理事務所会議室
- 3 出席者
(委員)
馬場会長、吉川会長代理、アイツーエム委員、池尾委員、大西委員
新崎委員、吉田委員
(施行者 淡路土地区画整理事務所)
古家所長、尾植淡路駅地区調整担当課長、高山副所長、岩澤副所長
佐藤担当係長
(事務局 東淀川区役所)
眞田総務担当課長、榎本総務担当課長代理
- 4 議 題
 - (1) 【諮問第29号】 仮換地の指定を変更する必要がある場合の軽微な変更について
 - (2) 平成22年度道路整備等予定箇所について
 - (3) 大阪市都市整備局淡路土地区画整理事務所の移転について
 - (4) 従前居住者用住宅の要綱改正について
- 5 議事要旨
 - (1) 諮問第29号について、仮換地の指定を変更する必要がある場合の軽微な変更については施行者限りで処理することとする旨の案を諮問し、「原案どおり可」とする答申を得た。
 - (2) 平成22年度道路整備等予定箇所について説明を行った。
 - (3) 淡路土地区画整理事務所の移転について説明を行った。
 - (4) 従前居住者用住宅の要綱改正について説明を行った。
- 6 会議資料

議題	会 議 資 料	会議要旨への添付	備 考
1	諮問書（諮問第29号）	○	説明資料
2	平成22年度 道路整備等予定箇所図	○	説明資料

※問い合わせ先：都市整備局まちづくり事業部淡路土地区画整理事務所
電話番号 06-6320-9461

平成 22 年 7 月 2 日

諮問第 29 号

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区
土地区画整理審議会

諮問事項

仮換地の指定を変更する必要がある場合の
軽微な変更について（案）

仮換地の指定を変更する必要がある場合の

軽微な変更について（案）

土地区画整理法第98条第3項の規定により、貴会に諮問した仮換地の指定案を変更して仮換地指定を行う場合、又は同法第98条第5項若しくは第6項の規定により通知し仮換地の指定を変更する必要がある場合において、下記の各項に掲げる軽微な変更は、施行者限りで処理することとする。

記

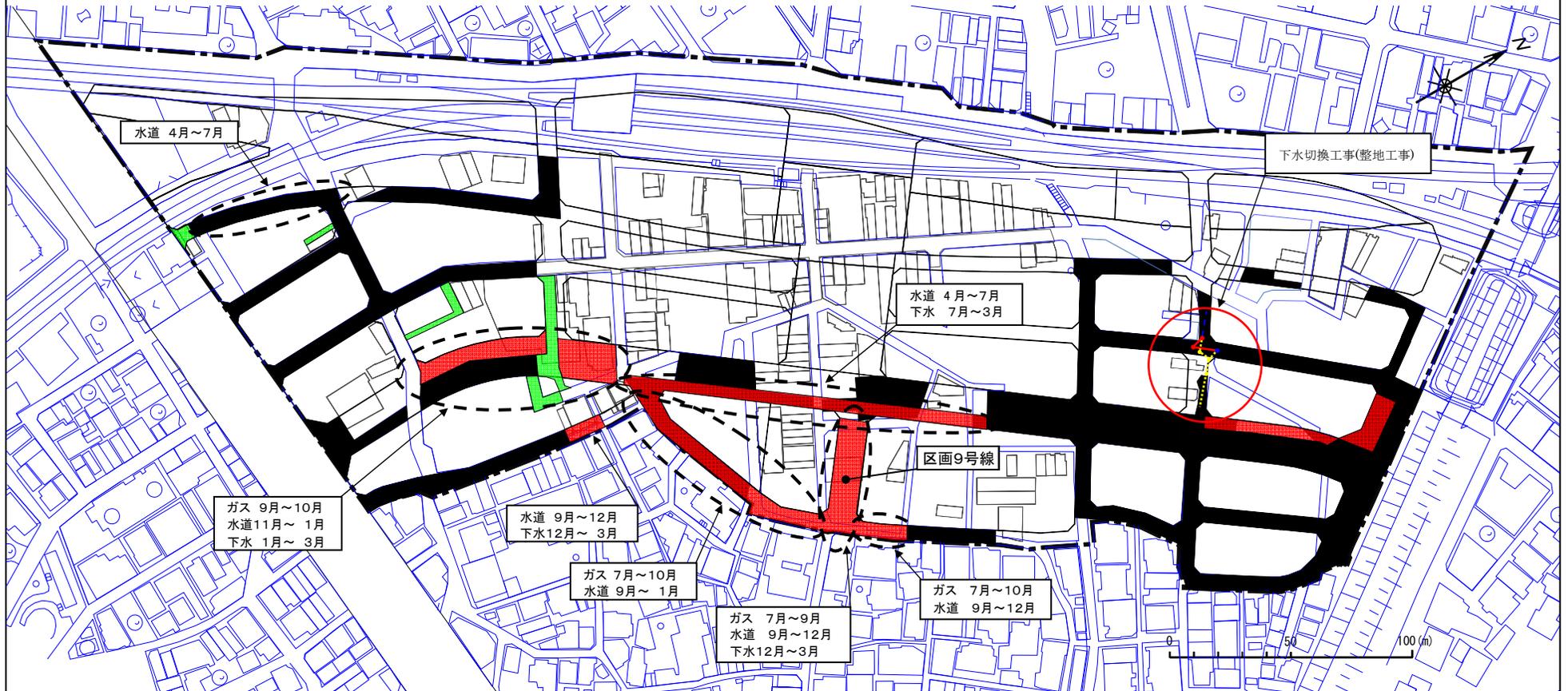
大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業における仮換地指定の変更のうち、施行者限りで処理することができる場合は、次の各号に規定する事項とする。

- ① 従前地の町丁目、地番、地目、地積の変更によるもので、仮換地の実質を変更しないもの。
- ② 従前地の分割又は合併によるもので、仮換地の実質を変更しないもの。
- ③ 仮換地の分割又は合併によるもので、仮換地の実質を変更しないもの。
- ④ 新たな借地権等の登記又は申告によるもので、その借地権等の存する宅地又はその部分が、一筆の全部又は地主自用地の全部であり、仮換地の実質を変更しないもの。
- ⑤ 借地権の消滅によるもの。
- ⑥ 仮換地指定調書及び仮換地図並びに仮換地指定通知書等の明らかな記載の誤りを訂正するもの。

以上

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業

平成 22 年度 道路整備等予定箇所



凡例

	整地工事
	防塵舗装工事